**平成２２年（フ）第８９号**
岡山県久米郡久米南町下二ケ422番地３
債務者　佐賀興太郎
１　決定年月日時　平成22年７月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月９日まで
５　免責審尋期日　平成22年９月16日午後１時10分
岡山地方裁判所津山支部

**平成２２年（フ）第２９４号**
青森市大字油川字岡田100番地２　ダイヤモンドペンションＥ―102
債務者　坂本　邦孝
１　決定年月日時　平成22年７月２日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月10日まで
５　免責審尋期日　平成22年９月15日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

**平成２２年（フ）第３２２号**
青森市大字合子沢字松森37番地　コーポ合子沢Ｂ―207
債務者　髙木　尚行
１　決定年月日時　平成22年７月２日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月10日まで
５　免責審尋期日　平成22年９月15日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

**平成２２年（フ）第２６５号**
静岡県藤枝市瀬古２丁目21番５―103号　県営瀬古団地５棟103号
債務者　清水アンヘルこと　ミナノ　シミズ　アンヘル　フランシスコ
１　決定年月日時　平成22年７月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月13日まで
５　免責審尋期日　平成22年９月６日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

**平成２２年（フ）第２９０号**
静岡市葵区安東２丁目７番47―105号
債務者　齋藤　元信
１　決定年月日時　平成22年７月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月13日まで
５　免責審尋期日　平成22年９月６日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

**平成２２年（フ）第２６２号**
相模原市中央区相模原７丁目６番４号　サンハイツ小山402
債務者　宮本　政彦
１　決定年月日時　平成22年７月１日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで
５　免責審尋期日　平成22年９月14日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

**平成２２年（フ）第１８９号**
静岡市葵区瀬名中央３丁目５番26号
債務者　森藤　京子
１　決定年月日時　平成22年６月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月15日まで
５　免責審尋期日　平成22年９月８日午後４時
静岡地方裁判所民事第２部

**平成２２年（フ）第２０２号**
静岡県藤枝市藤岡４丁目488番地の159
債務者　伊藤　環
１　決定年月日時　平成22年６月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月15日まで
５　免責審尋期日　平成22年９月８日午後３時30分
静岡地方裁判所民事第２部

**平成２２年（フ）第３３２号**
神奈川県座間市東原１丁目９番93号　アムールさがみ野201号
債務者　竹生　雅一
１　決定年月日時　平成22年７月１日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月16日まで
５　免責審尋期日　平成22年９月16日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

**平成２２年（フ）第３１号**
熊本県天草市二浦町亀浦1066番地１
債務者　尾山　　司
１　決定年月日時　平成22年７月２日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月16日まで
５　免責審尋期日　平成22年９月16日午後１時30分
熊本地方裁判所天草支部

**平成２２年（フ）第３２号**
熊本県天草市二浦町亀浦1066番地１
債務者　尾山えみ子（旧姓川村）
１　決定年月日時　平成22年７月２日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月16日まで
５　免責審尋期日　平成22年９月16日午後１時30分
熊本地方裁判所天草支部

**平成２２年（フ）第３５号**
熊本県天草市河浦町新合2014番地１　市営住宅１－３－２
債務者　松本　静男
１　決定年月日時　平成22年７月２日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月16日まで
５　免責審尋期日　平成22年９月16日午後１時30分
熊本地方裁判所天草支部

**平成２２年（フ）第７９５号**
東京都八王子市大楽寺町307番地１メゾン田中103号
債務者　田中　　忍
１　決定年月日時　平成22年７月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月17日まで
５　免責審尋期日　平成22年９月17日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成２２年（フ）第３７９号**
静岡県浜松市浜北区内野1025番地　シャトレー田園205
債務者　坂本　宗子
１　決定年月日時　平成22年７月２日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで
５　免責審尋期日　平成22年９月24日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

**平成２２年（フ）第３１３号**
静岡市駿河区中島3258番地　パークホームズ壱番館306号
債務者　三浦　充晶
１　決定年月日時　平成22年６月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月29日まで
５　免責審尋期日　平成22年９月22日午後２時
静岡地方裁判所民事第２部